

加盟団体及び会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長野県スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第10条の規定により、公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「本会」という。）の加盟団体並びに本会の運営及び活動を支援する賛助会員について必要な事項を定める。

(加盟団体)

第2条 加盟団体とは、定款第3条に規定する本会の目的に賛同し、本会と連携し、及び協働する団体であり、定款第5条に規定する団体をいう。

- 2 定款第5条第1号のスポーツの各競技を代表する県単位の団体とは、各競技の全県統轄団体として適当な組織をもつ団体とする。
- 3 定款第5条第2号の学校体育を代表する県単位の団体とは、長野県高等学校体育連盟、長野県高等学校野球連盟及び長野県中学校体育連盟とする。
- 4 定款第5条第3号の市町村又は郡を代表するスポーツ団体とは、市町村又は郡におけるスポーツの総合的統轄団体として適当な組織をもつ団体とする。

(加盟団体の使命)

第2条の2 加盟団体は、スポーツ団体として適正な組織運営等（事業又は活動を含む。以下同じ。）を行うため、次の取組を自主的かつ自律的に行わなければならない。

- (1) スポーツに携わる者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普及及び発展を図ること。
- (2) スポーツ団体としての公正性、公平性及び透明性を確保した組織運営等を行い、ガバナンスの強化及び充実並びにコンプライアンスの徹底に取り組み、スポーツ・インテグリティの向上を図ること。
- (3) スポーツを通じて、多様な人々が共生する平和と友好に満ちた持続可能で豊かな社会の創造に寄与すること。

(加盟団体の権限)

第2条の3 加盟団体は、次の権限を有する。

- (1) 本会の理事長等が、加盟団体代表者会議その他の会議を招集したときに、当該会議に出席すること。
- (2) 本会が行う加盟団体と連携する事業に参画し、又は応募すること。
- (3) 本会が加盟団体を対象として行う意見募集に応募すること。
- (4) 加盟団体の組織運営等に関して本会の指導又は助言を求めること。
- (5) 本会の加盟団体であることを称すること。
- (6) 本会が提供した情報を取得すること。

(遵守すべき事項)

第2条の4 加盟競技団体（定款第5条第1号に規定する団体をいう。）は、スポーツ団体として

適正な組織運営等を行うため、スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉の適合状況に関する自己説明及び公表を年1回実施するとともに、本会が実施する適合性審査を4年ごとに受け、不適合となってはならない。

- 2 加盟スポーツ団体（前項の加盟競技団体以外の加盟団体をいう。）は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉（当該団体の性格上必要ないと本会が認める項目を除く。）の遵守に努めるとともに、その適合状況に関する自己説明及び公表を年1回実施しなければならない。
- 3 加盟団体は、前2項に規定する事項のほか、次の事項に取り組みなければならない。
 - (1) 関係法令及び加盟団体に適用する本会諸規程等を遵守し、かつ必要となる諸規程を整備した上で、これらに基づく組織運営等を行うこと。
 - (2) 暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
 - (3) アンチ・ドーピング活動に積極的に取り組むこと。
 - (4) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故の防止、保険への加入等の具体的に必要な施策を講じること。
 - (5) 公益財団法人長野県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドラインに基づき、必要となる諸規程等及び体制を整備した上で、これらに基づく組織運営等を行うこと。
 - (6) 各団体の組織運営等に関する本会からの問合せに対し、適切に対応すること。

（届出義務）

第2条の5 加盟団体は、毎事業年度終了後3月以内に、次の書類を本会に届け出なければならない。

- (1) 当該年度の事業報告書
- (2) 財務諸表又は収支決算書
- (3) 役員名簿

2 加盟団体は、毎事業年度開始から3月以内に、次の書類を本会に届け出なければならない。

- (1) 当該年度の事業計画書
- (2) 収支予算書

第2条の6 加盟団体は、定款、登記事項、規約、その他本会に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面をもって本会に届け出なければならない。

（負担金）

第2条の7 加盟団体は、定款第7条に規定する負担金を、毎年5月末日までに納めなければならない。

（負担金の使途）

第2条の8 前条の負担金は、毎事業年度における合計額の10%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(加盟手続)

第3条 定款第6条の規定により、新たに加盟団体となろうとする団体は、次の書類を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 会則（規約）
- (3) 役員名簿（役名及び氏名を記載したもの）
- (4) 組織及び事務局の体制を記載した書類
- (5) 当該年度の前年度までの3年度分の事業報告書及び収支決算書
- (6) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 第2条第2項に規定する団体は、それを証する書類
- (8) 第2条第2項に規定する団体は、審判員の養成制度について説明する書類

2 前項の規定により承認を受けた場合は、承認を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から加盟するものとする。

(脱退手続)

第4条 加盟団体が、定款第8条の規定により本会を脱退しようとするときは、次の書類を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 脱退申請書
- (2) 脱退理由書

2 前項の規定により承認を受けた場合、既納の負担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会議)

第5条 理事長は、必要に応じ、加盟団体を招集して会議を開催することができる。

(検査)

第6条 本会は、加盟団体の適正な組織運営等を確保するため、加盟団体に対し、定期的に又は必要に応じて、その組織運営等に関する検査を行うことができる。

(指導)

第6条の2 本会は、加盟団体の組織運営等に疑義が生じた場合、加盟団体に対し、必要な指導を行い、改善を求めることができる。

(調査)

第6条の3 本会は、加盟団体の組織運営等に問題が発生した場合又は発生するおそれがあると認められる場合、加盟団体に対し、その組織運営等の状況に関し報告を求め、又は職員等に、加盟団体の事務所を訪問し、その組織運営等の状況を調査させ、帳簿、書類その他の資料を閲覧、謄写させ、若しくは加盟団体の役職員等の関係者に質問させることができる。

(協力義務)

第6条の4 加盟団体は、第6条から前条までの規定に定める本会の検査等に対して、協力しなければならない。

(処分)

第7条 加盟団体が、第2条第2項若しくは第4項に定める組織を有しないこととなったとき、定款第9条第1項各号のいずれかに該当すると認められるとき、第2条の4から第2条の7まで及び前条の規定に定める義務等を怠る等組織運営等に適正を欠いたとき、又は本会の加盟団体として不適当と認められるときは、次の処分を行う。

- (1) 注意
- (2) 勧告
- (3) 資格停止
- (4) 除名

2 前項の処分の手続及び内容については、理事会の決議を経て、評議員会の決議により別に定める。

3 第1項の処分を行う場合は、加盟団体に弁明の機会を与えなければならない。

4 第1項の処分を受けた加盟団体と本会が連携する事業の取扱いは、当該事業を所管する専門委員会において協議の上、理事会で決定する。なお、当該事業の中止に伴い本会に損害が生じた場合は、当該加盟団体がその損害を賠償しなければならない。

5 第1項第4号の処分を行った場合、既納の負担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(不服申立)

第7条の2 加盟団体が本会の決定した処分に不服があるときは、本会及び当該加盟団体は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。

(賛助会員)

第8条 賛助会員とは、定款第3条に規定する本会の目的に賛同して入会した個人又は法人をいう。

2 賛助会員は、本会が案内する行事等へ参加できるほか、本会の発行物の提供等の特典を受けることができる。

(賛助会費)

第9条 賛助会員は、次に定める会費を毎年納入するものとする。

- (1) 個人会員 年間1口5,000円とし、1口以上
- (2) 法人会員 年間1口10,000円とし、1口以上

2 退会による会費の返還は行わない。

(会費の用途)

第10条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の80%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の移行登記日までの間、第 1 条に「定款第 10 条」とあるのは「寄付行為第 24 条第 2 項」と読み替えるものとする。
- 3 財団法人長野県体育協会加盟規程は廃止する。
- 4 財団法人長野県体育協会賛助会員規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条の 4 及び第 2 条の 5 に規定する遵守すべき事項は、スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>が適用される時点から適用する。
- 3 第 7 条の規定は、施行日以降に該当することとなったときから適用する。

附 則

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。